

- 三、負傷者への慰養料支給（五十圓）
- 四、九日二瀬鐵業所各坑にアジビラ撤布のこと。
六月八日午後三時右決議に依り總同盟九聯主事久保時造は炭坑事務所にて吉田勞務課長と會見前三項に付要求したるが、
吉田勞務課長は、
 - 一、司直の手にあるを以ての結果に依り處理す
 - 二、組合費用負擔の理由なし
 - 三、原因の如何に不拘多少の見舞金は贈與するも慰養料名義では絶對に贈與せず。
- 2、第二回の傷害事件
日本石炭坑夫組合に在りては六月九日午前五時各支部來援者を動員し五名宛三隊に分ちて中央、高尾、潤野の各坑に

ピラ撤布中再び炭坑勞務係員と衝突し、中央炭坑ピラ撤き二名は何れも治療日數五日を要する傷害を受け、潤野坑でもピラ撤き二名の輕傷者を出したので、組合側では善後策協議の結果一持久戦を以て目的の貫徹を期することとなり且つ無抵抗主義の下に糾弾、ニュースの發行ピラ撤布等専ら文書戦に出たのである。

3、第三回の傷害事件

今回の賃金問題發生に對し一時靜觀してゐた西部鐵山勞働組合に於ても此の機會に日石に對抗して組合の勢力擴大を圖らんが爲、六月九日午前六時頃中央礦構内に潛入した二名の組合員がアジビラ撤布中、炭坑勞務係に發見され、双方口論の末右二名中一名は治療五日を要する打撲傷を受け一名は輕傷を負ふに至つた。